

改正

昭和44年8月9日規則第12号
昭和58年12月26日規則第19号
平成元年3月28日規則第2号
平成9年3月25日規則第8号
平成26年3月27日規則第12号
平成30年12月21日規則第24号

鳥羽市建設工事執行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市が行う建設工事について、その執行方法及び鳥羽市契約規則（平成26年規則第1号。以下「契約規則」という。）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造をいう。

(工事の執行方法)

第3条 工事の執行は、請負又は直営による。ただし、特に必要があると認められるときは、委託によることができる。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、直営で工事を執行するものとする。ただし、この場合においてもその一部を請負に付することができる。

(1) 工事の目的又は性質により請負に付することが適当でないと認めるとき。

(2) 緊急の必要により請負に付する暇がないとき。

(3) 請負契約を締結することができないとき。

(4) その他請負に付することが適当でないと認めるとき。

3 直営工事の執行については、別に定める。

(契約書の添付書類)

第4条 市長又はその委任を受けて契約事務を担当する者（以下「契約担当者」という。）は、契約書を作成する場合においては、契約書に仕様書（現場説明書等を含む。以下同じ。）及び図面を添付しなければならない。ただし、特に必要がないと認めるときは、添付すべき仕様書及び図面の全部又は一部を省略することができる。

2 前項の仕様書には、労務者の数及び費用の内訳を記載することを要しない。

(契約保証金の納付の特例)

第5条 契約担当者は、工事の請負契約を締結する場合において特に必要があると認めるときは、契約規則第33条第2号に規定する工事履行保証契約（保証金額が請負代金額の10分の3以上の額のものであり、かつ、かし担保特約を付したものに限る。）を請負者に締結させることができる。

2 契約担当者は、契約の相手方が前項の規定により工事履行保証契約を締結したときは、当該契約に係る証券を提出させなければならない。

(補則)

第6条 工事の請負又は委託に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に契約を締結し、又は入札の公示をしている工事の請負及び工事用材料の供給については、なお従前の例による。

附 則（昭和44年8月9日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月26日規則第19号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に契約を締結し、又は入札の公告若しくは通知をしている工事の請負及び工事用材料の供給については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月28日規則第2号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日規則第8号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規則第12号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日規則第24号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。